

## 北九州市宿泊税検討会 開催要綱

### (目的)

**第1条** 北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第35号）付則第10項の規定により、今後の宿泊税のあり方に関する検討を行うため、北九州市宿泊税検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

### (検討会の目的)

**第2条** 検討会は、今後の宿泊税のあり方に関する検討を行うにあたり、委員から意見を収集する。

### (構成)

**第3条** 検討会は、委員6名で構成する。

2 委員は、学識経験のある者及び有識者のうちから市長が選任する。

3 検討会に座長を置き、委員の互選により選任する。

4 座長は、検討会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を選任できる。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 次の各号に該当する者は選任の対象外とする。また、委員に就任した後に、次の各号に該当することが判明した時は、市長は、その委員を解任するものとする。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）

### (会議)

**第4条** 検討会は、事務局が招集し、座長が議長となる。

2 座長に事故があるときは、委員のうちから座長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

### (守秘義務)

**第5条** 委員は、知り得た秘密を漏らしてはならない。任期終了後も同様とする。

### (検討会の事務局)

**第6条** 検討会の事務局は、産業経済局観光課に置く。

### (検討会の期間及び委員の任期)

**第7条** 検討会は、検討会報告書の策定及び公表を完了したときをもって終了する。委員の任期も同様とする。

(補則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月5日から施行する